

畿内王権論をめぐって

笹山晴生

ただいま御紹介にあずかりました笹山です。今日はこの史学会にお招きいただき、光栄に存じます。

表題に「畿内王権論」と掲げましたが、この意味は、日本古代、ことに七世紀から九世紀にかけての律令制の国家を、畿内に基盤をもつ政治勢力による全国支配の体制と捉える考え方をさしています。普通はこれを「畿内政権論」と言っておりまして、それを「王権」といたしましたのは、それほど大きな意味はありませんが、一つには世間で言われる「畿内政権論」というものが、ある特殊なニュアンスをこめて論じられることが多いこと、それからここでは、畿内の政権というものを、王権を中心とする政治勢力として考える、とまあそんな意味から、敢えて「畿内王権」という言葉を用いました。世上議論されているのは畿内政権であって畿内王権ではないということから申しますと、いささかぬえ的な題になります。その点はそのような趣旨でありますので、御了解いただきたいと思います。

ところで、日本の古代国家が、畿内に基盤をもつ天皇とそれとをとりまく貴族とを頂点とする国家であること、それが六世紀から七世紀という時期を通じて成立したことにについては、どなたにも異論はないと思います。それが問題になるのは、その権力の構造の問題、あるいはその権力による全国支配の体制の問題、そういうことに関わってくるからだと思えます。こういう問題を最初に取り上げたのは、関晃氏の研究であります。

関さんが最初にそれを論じられたのは、一九五二年に朝倉書店から刊行された「新日本史大系」第二巻の『古代社会』においてであります。七世紀のころ、大化の改新の際の改新の詔第二条に、畿内の制度をつくることが出てきます。これは中国の制度を模倣したものと考えられるのでありますが、関さんは、大化の改新、さらに律令の畿内の制度は、けっして単なる中国の制度の輸入ではなく、ある実態を持ったものである。それは大化の改新によって支配層を形成した豪族の居住していた地域、当時の政治勢力の本拠である地域、それを中国の制度を模した畿内に設定したものである。そして、

大化の改新を中心とする政治の動きを、関さんの言葉で言えば「畿内ブロックの全国支配」、そういったかたちで捉えようとされたわけです。

このような関さんの考え方は、当時の大化の改新に対する一般的な考え方に対する批判の意味を持っておりました。古く第二次世界大戦前・大戦中にかけては、大化の改新は、明治維新や建武の中興と並ぶ、王政復古、天皇権力の絶対化を示す一つの事件として捉えられておりました。また戦後の一九四〇年代から五〇年代にかけては、それをちょうど裏返したようなかたちで、古代日本の天皇権力を、古代アジア的な支配形態の発展したかたちとしての中央集権的な専制君主制として捉える、そういった考え方が支配的でありました。そのような、古代の政治権力を天皇が絶対的な権限を握っている形態として捉える考え方に対するアンチテーゼとして出された、そういう性格を持っているということができます。

このような畿内政権論は、政権の構造に関する理解と不可分の関係を持っています。関さんは、政権を構成する天皇と貴族について、天皇は絶えず専制君主への道を歩もうとする。貴族はそれを阻もうとする。専制君主化の契機をばらむものとそれに対立する貴族的立場とが両極をなして形づくる一種の対抗関係、そういうものを、七世紀から八世紀にかけての政治の展開を考える場合につねに念頭に置くべきである、と考えておられるわけです。もちろんそうした政権内部の対立だけを重視せよというのではなく、それと畿内の勢力と畿外の勢力との関係、そういう二つの対抗関係を念頭に置くべきであるとされたわけですね。

関さんは、このような考え方をいくつかの機会を捉えて述べられました。一九五九年五月三十一日、法政大学で行われた歴史学研究会の大会で、「大化前後の天皇権力について」という題で同じ趣旨の主張をされました。私はこの時ちょうど『史学雑誌』の委員をやっている、大会の報告を記事にするために聞いておりましたが、その席上、北山茂夫さんが関さんの議論に対して非常に厳しい批判を加えられた。関さんの考え方は、古代における支配者対農民の基本的な対立関係を無視したものである、そういった論旨で厳しい批判を加えられた。それをよく覚えていたのであります。

関さんはその後、同じ一九五九年に、山梨大学学芸学部の研究報告に「大化前代の大夫について」という論文を書かれました。大夫とはマヘツキミと申しますが、有力な豪族の中から選ばれた人々で、オホオミ（大臣）のもとにあって一種の合議体を形成する。こういった大夫による合議体が、六世紀の時期からずっと存在していたことを明らかにされました。律令制の太政官の、大臣や納言による合議制には、六世紀のマヘツキミの制度が継承されている、そういうふうな指摘されたのであります。このような関さんの、古代の天皇を中心とする権力の構造についての理解は、必ずしも当時の学界に受け入れられたわけではないのでありまして、先ほど申しましたように、北山茂夫さんに代表されるような批判が行われたのであります。私はちょうどそのあと、一九六二年に、『岩波講座日本歴史』（古代3）に「奈良朝政治の推移」という論文を書きました。その時に関さんの考え方、天皇と貴族との勢力の均衡によって律令国家の権力が高度に発揮される。しかしその勢力の均衡が破れると著しい政

治の専制化が起り、専権的な貴族が出現する。こういった考え方が奈良時代の政治史を理解するうえで大変有効であることを改めて認識いたしました。ただ、天皇と貴族勢力とがまったく対等であるかという点、どうもそうはいかない。奈良時代には恵美押勝とか道鏡とかいうような専権的な貴族や僧侶が出現しますが、それらは絶えず天皇の権力との結合によって出現している。押勝の場合は光明皇太后ですし、道鏡の場合は称徳天皇ということになります。また、奈良時代を通じて数々の政変が起り、それと関連して宮廷の軍事力の強化が行われる。そういう政変とか軍事的緊張とかが、かならず皇位継承をめぐる紛争を契機として起っている。そういうことも事実として存在しているわけでありませう。そういうことから見ると、やはり八世紀の貴族は、貴族層だけでは独自にその権力を保持していくことはできなかった。貴族層は、結局王権を核にして団結して支配層を構成しているのである、と、そう認識したのであります。

二

関さんの提唱された畿内政権論がその後どう継承されたかということですが、その後の日本の古代国家の構造をめぐる主要な学説として第一に挙げなければならないのは、石母田正氏の『日本の古代国家』（一九七一年、岩波書店）であります。この石母田さんの著書は、非常に堅固な論理で構築されており、また日本をめぐる東アジア全体の政治的な動向の中で日本の古代国家の形成を考えるという、大変大きなスケールをもった本であります。その中でとくに注目されるのは、律令制国家における基本的な支配・被支配の

関係、基本的な生産関係というものがどこにあるか、という問題です。普通は国家と公民との間にあるように見えますけれども、実際には地方の在地首長―大化の改新以前の国造とか県主、律令制のもとの郡司―そういった首長と人民との間の関係が基本的であって、国家と人民との関係というのは二次的なものである、と、そう考えられた。いわゆる首長制という議論であります。この場合、畿内王権というものについてはどうかという点、王権と中央の首長層、貴族とかなる統一―畿内政権あるいは畿内王権ということになるかも知れませぬ―、それによる全国支配として考えておられるわけで、やはり関さんの考え方を取り入れたところが見られます。しかし天皇については、これはやはり天皇独自の権力を保有しているというふうに考えられました。律令制の規定から、石母田さんは五つの天皇大権というものを想定され、官制大権(官制を制定する権限)・官吏任命権・軍事大権、それから臣下に対する刑罰権、外交・王位継承権、そういった権限を保有していることを大変重視されまして、結局日本の古代国家、律令制の国家というのは、天皇に支配階級の権力が代表されるという特殊な形態としての東洋的専制国家である、と、そう主張されたのであります。

その後も、日本の古代国家の構造については、注目すべき考え方が次々に出されております。主だったもののみ挙げてまいりますと、一つには吉田孝さんの『律令国家と古代の社会』（一九八三年、岩波書店）があります。ここで吉田さんは、壺田永年私財法についての研究を核にされまして、七世紀から八世紀にかけての政治過程を新しい角度から捉えなおしておられます。とくに同書のⅧ「律令国

家の諸段階」は、注目される論文であります。ここでは八世紀の政治過程が、中央権力の地方浸透の過程として捉えられる。ふつう壘田永年私財法については、律令制の公地公民制の後退であり、これを機に律令制が崩れ始めたというふうにマイナスの評価が下されていたわけですが、吉田さんはむしろこれを中央権力による土地支配の前進である、と評価しなおされています。そして、八世紀から九世紀にかけて、郡司等の在地首長の支配が後退し、地方社会が変化していく、そうしたなかで中央権力の地方支配が伸張していく、そういう形で吉田さんは、むしろ九世紀初頭の嵯峨天皇の時代に古代国家の頂点を認めるべきである、という考え方を示されています。

そのほか、名古屋大学の早川庄八氏の「太政官制をめぐる一連の研究」があります。岩波書店から出た『日本古代官僚制の研究』（一九八六年）、東京大学出版会の『講座日本歴史』第二巻の「古代天皇制と太政官政治」（一九八四年）、吉川弘文館の『日本史研究の新視点』（一九八六年）に収められる「天皇と太政官の権能」、こういった著書や論文です。早川さんは、今までの律令国家の権力構造をめぐる議論が非常に抽象化したものになっていることに対し、それを打ち破る意味で、朝廷における意志の決定と申しますか、政策決定の手続きの解明、詔勅とか太政官処分とか、そういったものがどういう手続きを経て作製され発布されたかという制度的な面を具体的に解明され、さらにその形成過程についても論じられた。そういったことを通じて、天皇の意志というものが政治に無限定に反映することはほとんど考えられない、天皇の意志を掣肘する貴族合議制の

存在というものを、非常に高く評価されたのであります。

そのほか、大阪大学の長山泰孝さんの論文（『古代貴族の終焉』『続日本紀研究』二二四、一九八一年。「律令国家と王権」同二三七、一九八五年）とか、北海道大学の河内祥輔さんの『古代政治史における天皇制の論理』（一九八六年、吉川弘文館）とかがあり、古代の王権の問題に深く関わるものが議論されています。また歴史学研究会では、一九八八年の中央大学での大会で、学習院の遠山美都男さんが「古代王権の諸段階と在地首長制」という題で、かなり早い時期、一世紀から八世紀にかけての王権の展開の過程について、王権の抽象化という論を軸にして考察しておられます。さまざまな視角から、日本古代の王権についての論が深められてきているといえます。

こういふふうには、古代王権についての議論は深められ、支配層を構成する天皇と貴族との関係についても議論が行われてきましたが、いわゆる畿内王権というその「畿内」ということの問題については、実際には関さんからあと、具体的な分析というものは進んでいなかった。畿内の社会構造であるとか、畿外とどのように違うのであるとか、そういったことについての議論は必ずしも発展を見なかつたといえます。しかし最近になって、そうした面での新しい展開が見られるようになってまいりました。それを代表するのは、一九八五年に出た、山梨大学の天津透さんの「律令国家と畿内」という論文であります（『日本書紀研究』一三、塙書房）。天津さんのこの論文は、八世紀の律令制の負担体系、租税とか労役とかの負担のうえで畿内と畿外との間には基本的な差異があることに着目され、そ

のような具体的な面から畿内制の問題を考察されたものです。畿内についていうと、それは王権の直轄地であり、浮浪人に対する政策や雇役などの面で、民衆に対する徹底的な把握が行われている。それに対して畿外に対する支配には、ミツキヤニへの貢上といった服属儀礼にもなう貢納、そういったものに系譜をひく税制が行われていた。律令制の負担体系における畿内と畿外の違いは、結局律令制以前、大化の改新以前のウチツクニとヨモツクニの体制を継承したものであって、畿外に対する王権の支配はいわゆる在地首長制、その地方の国造とか県主とかの人民支配を前提としたものである、と結論されました。これはいわゆる畿内制の実態にまで踏みこんだ、本格的な研究といえます。

このほか、早川庄八さんの『日本古代官僚制の研究』に載っている「選任令・選叙令と郡領の「試練」という論文、これは律令制のもとでの郡司の任命手続きについて論じられたものでありますが、役人を任命するときに中央の式部省でテストをするということが、実際にはほかの役人については行われなくなってしまうているのに、地方の郡司については、平安の初めの弘仁式の段階までずっと行われていた、そういうことを主張された論文です。しかもこの試練は畿内の郡司には行われず、畿外の郡司に対してだけ行われた、ということ、そこに畿内と畿外の違いというものを見いだしておられます。これは大津さんのものほど内部構造に踏みこんだ議論とはいえませんが、いわゆる畿内王権論に新たな視角を提供するものといえます。

三

そこで、畿内王権というものについて、どのように考えたらよいのかということではありますが、私はあまり細かい勉強をしておりませんので、抽象的な大風呂敷を広げるかたちになってしまいました。こういう図示をするという意味で誤解を招く恐れがありますが、分かりやすくするためにちよつと図を描いてみます。

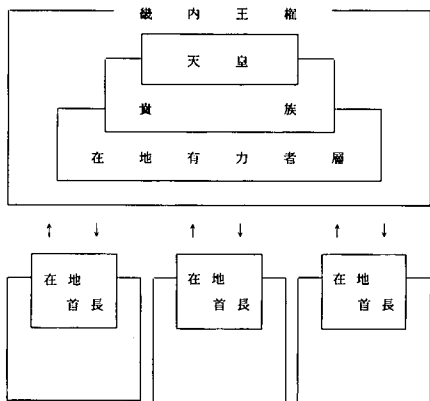
畿内王権は、オホキミ(天皇、かつての大王)を中心とする畿内勢力による全国支配の体制、と規定できると思っています。ただ畿内勢力とは、それ自体の中に支配・被支配の関係、あるいは身分的な違い、というものを有している。オホキミとそれをとりまく有力豪族(貴族)、それから畿内の在地有力者層、そしてその下に一般の農民、さらに隷属的な身分としての奴婢、そういったものが存在しているわけです。また畿内には、そうした中にことに渡来系の技術者、いわゆる品部・雑戸の集団というものが、かなりの密度をもって存在していることに注目されます。

(律令の位階制でいえば、貴族は一位から五位のクラスであり、畿内の在地有力者層は六位から八位ないし初位。出身の制度からいうと、貴族はいわゆる蔭子孫、在地有力者層は位子という身分にあたります。大化の改新以前の大和政権の段階で申しますと、貴族層にあたるのがいわゆる臣・連・伴造であり、在地有力者層にあたるのが伴造の配下のトモにあたるわけです。)

ここでのオホキミの地位は、畿内の勢力の代表者であるとともに、全国を一つの単位とする、一つの共同体の首長としての性格をもつ

ている。オホキミは豪族によって推戴されますけれども、その地位は同一の家系のなかで継承される。そして中央の豪族(貴族)たちの団結の核となるものである。こういう、オホキミによって代表される畿内の勢力が、各地の在地首長を中心とする政治集団を服属させているわけですが、元来その関係は貢納制による支配であり、在地首長の内部の支配にまで畿内の王権が介入するということはなかった。しかし七、八世紀を通じてしだいにそれが内部への浸透の度を強めていく、そんなふうには理解できるのではないかと思います。

こういった体制がどのように形成され、どのように展開していったかということをお話しなければならぬのですが、時間がありますのでここでは省略いたします。いくつか注目すべきこと



と、こういった体制が形成されてくるうえで、大化の改新が一つの画期になっていることはおそらく確かだろうと思います。それが体制として確立するのは、七世紀後半の天武天皇の時代であろうと思われることであります。オホキミ(天皇)は畿内勢力の首長であること

にも、全国の統一的な王権としての性格を持っている。こうした二つの面での天皇の地位が確立するのは、おそらく天武朝であろう。畿内の首長としての面をとりあげますと、天武朝には、後の古事記のもとになる修史事業が行われている。ここで皇統譜、歴代天皇の系譜が形成され、大和政権を構成するさまざまな氏族の系譜がそれに結びつけられ、支配層を網羅する体系的な系譜が形成される。また八色の姓というカバネの秩序ができ、畿内の人々の身分秩序が確立する。さらに武力の整備を通じて、こうした畿内勢力の秩序が形成されたと考えられます。

それから第二の、全国的・統一的な王権の形成、王権の代表者としての天皇の性質、という点から申しますと、旧来の在地首長、これは人民に対する政治的な支配者であると同時に精神的・宗教的な面をも含むトータルな支配者であったわけですから、そうした在地首長から神を祭る権限、祭祀権を中央に吸収するという形で、それを単一な王権の中に吸収しようとした。こういった点で、天武朝は古代天皇制の確立の第一の段階であった。それは天皇の貴族に對する地位が確定したということであると同時に、天皇を中心とした貴族層の、階級としての確立の時期でもあり、同時にいわゆる畿内制というものが実態的に確立した時期でもある、そういうふうには言ってもいいと思います。

このような体制は、八世紀の律令体制にも基本的には継承されていくと思います。しかしそれは、政治的な体制として制度化されたものというよりは、多分に族制的・宗教的な要素をもったものである。そうした面が八世紀において表面化してくる。先ほども申ししま

したように、奈良時代の後半には非常に専制的な貴族が出現してまいります。そうした中で、天皇の権能とか身分、身分というのはちょっとおかしいですが、そうしたものが制度的に確立していないということが、色々な問題として出てきたのではないかと思えるわけであります。つまり当時の天皇は、中国の皇帝のような、天命思想にもとづいて天帝から地上の支配を委任された、いわゆる天子としての存在であるよりは、皇祖から血によって伝えられた皇系の出身者・代表者、そういった性格のものとして存在していたと言えるのではないか。

そこで注目されますのは、一つには太上天皇の存在です。養老儀制令第三条について日本と中国とを比較しますと、中国では皇后・皇太子を含めて、皇帝に対してはすべて「臣」「妾」と称しますが、日本の律令では、天皇及び太上天皇に対して、他の者が「臣」「妾」と称するようになっていきます。これは結局、天命思想にもとづく天子の地位を重んじるというよりは、むしろ一つの皇統の中における、族制的な関係を重んじるということを示している。そのようなことから、天皇の父とか后妃とかが天皇の権力を分有する、といったことが出てまいります。孝謙上皇と淳仁天皇とが同席して渤海の使に対する、といったことが起るし、また聖武天皇の後である光明皇后が、天皇の讓位後、皇太后として詔を出す、ということも起る。令の規定では、皇太子や三后の出す命令は令旨であって詔ではなく、この時期には現実には孝謙天皇が存在しており、天皇としての権能を皇太后が委譲されたわけではないにもかかわらず、このようなことが行われているわけであります。これは同時に、押勝と

か道鏡など、天皇の権力と結びついた貴族が、無限定な権力を掌握することにもつながっていったのではないかと思われる。

これをいわゆる畿内制の問題と結びつけていうと、こういう政治の専制化にもなつて官人の秩序が混乱してくる。つまり天皇が自分の寵臣に高い官位を授けることで、元来なら一位から五位、六位から初位というかたちで区分されていたはずの官人の階層がくずれてくる。吉備真備が右大臣になったことに象徴されるように、地方の豪族層が政界に進出してくる。こういうことが畿内勢力による全国支配というものの弱体化を招いたといえるのではないかと思います。これが次の、八世紀の終りから九世紀にかけての、光仁・桓武朝の政治改革につながっていく。桓武天皇は平安遷都を行って政治の局面を転換しますが、その中で官人層の強大な皇権に対する依存を利用して、貴族層に対する優位を確立する。この光仁・桓武朝で、それまでの天武系の皇統から天智系の皇統に代りますが、ちょうどこの桓武天皇の時から、中国に倣って、都城の南の郊外において天帝を祭る祭天の儀というものが始まり、また光仁天皇の時から天長節が始まる。天命思想にもとづいて天子の地位を認識することが始まるわけであります。

さらに九世紀初めの嵯峨天皇の時になると、太上天皇の地位についてもその明確化が行われます。それまでは天皇の地位を退いた上皇が無条件に太上天皇であったのに対して、この時代から、天皇による太上天皇の尊号奉上ということが行われる。また皇子についても、天皇の兄弟・皇子はすべて親王であったわけであり、すけれども、嵯峨天皇の時からいわゆる親王宣下が行われ、親王宣下を経て

初めて親王の地位につくということになってまいります。こういうふうには、天皇の地位、唯一の王権保持者としての天皇の地位が明確化され、皇権を分有する場合には、必ず天皇による尊号奉上、親王宣下といったかたちでそれが明確化される、という形になっていったのではないかと思います。

ちょうどこの八世紀末から九世紀という時期は、伝統的な在地首長層が分解し、衰退していく時期に当たるわけで、桓武天皇の時には譜郡司というものが停廃されます。またこうした中で、地方の豪族は京・畿内にどんどん本貫を移していく。地方豪族が都の下級官人化していくわけで、これは在地首長制が崩壊していくことを象徴しているといつてよいかと思えます。この時期になると、いわば畿内制そのものの役割も失われていくのではないか。桓武天皇の時には都と東国とを隔てている三関が停止され、辺境の蝦夷や隼人の入貢もこの時期に停止される。こういう形で全国的な統一支配が完成していく、そういうふうにつえられるのではないかと思います。

四

端折ってしまいましたが、最後に、畿内王権論についてどのようなことが今後の課題として考えられるかということについて、簡単に申し上げておきます。一つにはやはり畿内社会の内部構造といったものの実態についての説明。これはまだまだ研究すべきことが多いのではないかと思います。ことに八世紀の畿内の村落、これは膨大な律令の下級官人層の基盤をなしているわけであり、当時の令制の舎人二六〇〇人、使部一八六六人、さらに帳内・資人・伴部、こ

ういった数千人の者が、都とその周辺の畿内の人々から出されていたわけです。畿内の郷の数は三五〇ほど、一郷は五〇戸ですから、一郷から数十人が出仕していたことになる。現に正倉院文書の神龜三年の山背国愛宕郡の計帳では、約二〇戸の中から一六人のこうした下級官人が出ています。近年世上の話題を呼んでいる長屋王宅出土の木簡も、こうした畿内における王族・貴族と在地との強い結びつきをあらためて浮彫りにしているわけで、今後新しい視角から研究が進む可能性がこれによって生じたといえます。

第二には、同じ畿内といっても、個々の地域にはそれぞれ特色がある。ことに大和と河内・山背とでは、非常に性格に違いがあるのではないか。大和政権を担う豪族の本拠地としての大和と、多くの渡来氏族やトモの居住する河内、そういった性格の違いというもの、それからまた、制度上は畿外の地になっておりますが、隣接する近江とか紀伊とかいった地域の性格をどのように考えるか、そういう問題にも関わってくるのではないかと思います。

それから第三には、そうした畿内地域の歴史的性格というものがあるように成立してきたのかという、时期的な推移の問題。ことに六世紀末から七世紀にかけてさまざまな政変が起るわけで、それがどういう影響を在地に及ぼしたか。そういう点ではことに六世紀の末、五八七年の物部守屋の滅亡は、河内地方の在地勢力に大きな影響を及ぼしたのではないかと思います。さらに七世紀後半からの都城制の発展、藤原京・平城京の造営、それによって多くの官人が都に集住するようになる、それが畿内の村落にどのような影響を与えたのか。そして都城制のもとで、都の京戸と畿内の村落とがどうい

う有機的な関係を保持し続けたのか。そういったさまざまな問題があると思います。研究すべきことがたくさんあると私には思えます。私自身、さまざまな角度から考えを進めていきたいと思いますが、こうした畿内制に関する議論というものが、いたずらに抽象論に走ることなく、実態に即して生産的に議論されることがやはり大事ではないかと思うわけで、それによって、今後の日本古代国家についての研究に畿内制に関する議論が寄与していくことを望みたいと考える次第であります。

どうも大きな問題を掲げてしまい、大雑把な議論になってしまったと思いますが、一応今の時点における私の考え方を申しあげました。御静聴ありがとうございました。

〔付記〕これは、去る一九九〇年五月十三日に行われた、学習院大学史学会大会に於いてお願いした講演を、編集委員会でまとめ、再度笹山先生に加筆訂正していただいたものである。